

第 2 4 期 第 9 回

北広島市農業委員会総会議事録

会期 自 令和 3 年 2 月 2 4 日

至 令和 3 年 2 月 2 4 日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第 24 期 第 9 回 北広島市農業委員会総会議事録

令和 3 年 2 月 24 日（水）13 時 30 分、第 9 回北広島市農業委員会総会を北広島市役所 5 階議場に招集する。

1 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の届出による専決処分について
- 日程第 4 報告第 2 号 賃貸借の合意解約について
- 日程第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議題第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 その他 諸報告

- 2 応招委員 1 番 茶木 義行 委員 2 番 宮北 輝 委員 3 番 佐藤 芳之介 委員
5 番 安宅 一夫 委員 6 番 塚本 能信 委員 7 番 三戸 修 委員

- 3 農地利用最適化推進委員出席者 阿部 知博 委員 坂本 勝則 委員 田村 智幸 委員
森越 信幸 委員 山田 智美 委員

- 4 欠席委員 4 番 佐々木 珠恵 委員

- 5 事務局出席者 事務局長 砂金 和英 事務局次長 遠藤 智 主査 武山 伍織
主査 中尾 謙介 主任 安井 勝徳 主事 門間 亮太

（開会宣言 13 時 30 分）

< 日程第5：議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 >

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議 長 (議案朗読)

議 長 議案の朗読が終わりました。これより質疑を行います。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 議 長 この番号1・2は今後どのような物を作るのか教えてください。

事務局 議 長 番号1の[]ですが、ブルーベリーを栽培していきたいという申請内容になっております。また、こちらにつきましては、公簿地目が山林で、3年ほど前に市に伐採届を出して一部伐採し、その後ブルーベリーを栽培している状況でございます。親族間で経営をしておりましたが、将来のことを考え農地所有適格法人としてやっていきたいということで、法人を設立し申請に至っているところでございます。番号2につきましては、一昨年末で[]の[]が賃貸借契約で使用していたところでございますが、昨年に[]の都合で合意解約をされまして、空いていたところを[]の役員の1人が維持管理をしていたところでございます。その中で今後、農業経営を本格的にやっていきたいということで法人設立に至りました。[]は、イチゴ・トウモロコシ・大根を中心に作付していくという営農計画になっております。以上です。

議 長 他に何かございませんか。なければ、質疑なしと認めてよろしいですか。

議 長 (「質疑なし。」の声)

議 長 質疑なしと認めます。議案第1号は、提案のとおり許可することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。議案第1号は、提案のとおり許可することに決しました。

< 日程第6：議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」 >

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議 長 (議案朗読)

議 長 議案の朗読が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。宮北委員どうぞ。

宮北委員 議 長 工期は6月30日までとありますが、6月30日までに建物を含めて出来上がるということですか。

事務局 議 長 許可後2ヶ月ほどで完成するということが6月30日までとなっております。15ページをご覧ください。今回の土地利用計画図になりますが、障がい者用駐車場がございますが、そちらはアスファルト舗装となります。それ以外のところは砂利敷きとなっております。また直売所ですが、新たに建てるのではなく、現在[]で所有しているログハウスを解体し、現地に持ち込み作り直すということでございますので、通常の建設期間を要しないということになっております。この後、農業委員会で許可相当となりましたら、北海道農業会議への意見聴取、その後石狩振興局経由で北海道に送付し、4月中旬頃には許可等の判断がされます。以上です。

議 長 他に何かございますか。ないようですので、質疑なしと認めてよろしいですか。

議 長 (「質疑なし。」の声)

議 長 質疑なしと認めます。議案第2号は、許可することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。議案第2号は、許可相当と意見を付し、北海道農業会議へ意見を聴取した後、石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

< 日程第7：議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」 >

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

事務局 局長 (議案朗読)
 議長 議案の朗読が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
 (「質疑なし。」の声)
 議長 質疑なしと認めます。議案第3号は、許可することにご異議ございませんか。
 (「異議なし。」の声)
 議長 ご異議なしと認めます。議案第3号は、許可相当と意見を付し、北海道農業会議へ意見を聴取した後、石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

<日程第8：議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」>
 議長 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

事務局 局長 (議案朗読)
 議長 議案の朗読が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。茶木委員どうぞ。

茶木委員 番号5・6ですが、利用権の期間が8ヶ月とほかより短くなっていますが、なぜこういう契約になっているのでしょうか、

事務局 貸主の■■■■のご都合により、本人が高齢のため長い複数年の契約になりますと、先がわからないということで1年契約を希望しております。なので、毎年契約更新となっております、■■■■が所有しているその他の農地も賃貸借契約をしておりますが、全て同様の契約となっております。以上です。

議長 他に何かございませんか。宮北委員どうぞ。

宮北委員 1番・2番・3番の売買は、元々の賃貸借契約者同士の売買契約ということでしょうか。

事務局 1番は■■■■、2・3番につきましては■■■■が賃貸で契約しておりました。今回そのまま借りていたところを買うということになっております。以上です。

議長 他に何かございませんか。
 (「質疑なし。」の声)
 議長 質疑なしと認めます。議案第4号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。
 (「異議なし。」の声)
 議長 ご異議なしと認めます。議案第4号は、提案のとおり決定いたしました。

<日程第9：「その他、諸報告について」>
 議長 諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局 局長 それでは、諸報告を行います。次回の第10回農業委員会総会でございますが、令和3年3月26日金曜日、午後1時30分から本議場で予定をしております。次に、会長と事務局の動静報告でございます。資料をご覧ください。1月25日に第8回農業委員会総会が開催されました。2月は本日24日第9回農業委員会総会でございます。19日に北海道農業会議の常設審議委員会が書面開催されました。3月18日に第11回農業会議の常設審議委員会が開催を予定されております。19日は北海道農業会議の第90回総会が予定されております。26日は農業委員会の総会の予定でございます。市議会についてですが、第1回臨時会につきましては令和3年1月26日、第1回定例会につきましては、令和3年2月15日に開会されまして、3月18日までの予定となっております。以上です。

議長 委員の皆さまから何かございませんか。なければ以上をもちまして第9回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

(閉会宣言 14時 10分)

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名

議事録署名委員

番

署 名

議事録署名委員

番

署 名
